

セネガルにおける非常事態宣言及び夜間外出禁止令の発出

【ポイント】

- 23日、サル大統領は、24日0時付けで、セネガル全土を対象に非常事態宣言を発出しました。
- 夜間外出禁止令により、24日以降、夜間20時から早朝6時までは外出及び移動が禁止となりますのでご注意ください。
- 集会の禁止に加え、今後、特定の場での移動禁止や州と州との間の移動禁止等の措置がとられる可能性がありますので、これらの措置を遵守し、不要不急な外出を可能な限り控えてください。

【本文】

3月23日夜、サル大統領は、3月24日0時付けで、セネガル全土を対象にした非常事態宣言を発出しました。

あわせて夜間外出禁止令が発出されたため、3月24日以降当面の間、夜間20時から早朝6時までの間、外出及び移動が禁止されることとなりますのでご注意ください。

3月24日以降、関係当局により、既に実施されている公共の場での集会の禁止に加え、特定の場所・時間における人や車両の移動の禁止、公共施設の一部閉鎖、あらゆる場における秩序を乱すおそれのある全ての集会の禁止、州と州との間の移動の制限又は禁止等の措置がとられる可能性があります。在留邦人の皆さまにおかれては、これらの措置を遵守し、不要不急な外出を可能な限り控えてください。

3月23日現在、セネガルにおける新型コロナウイルス感染者は累計79名、うち8名が治癒、71名がダカールまたはトゥーバで隔離入院中です。在留邦人の皆さまにおかれては、引き続き、感染予防につとめてください。

(参考ウェブサイト)

- 外務省海外安全 HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- 厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555(夜間緊急 +221-77-569-8103)